

「医療先進国ニッポン」を目指して

- 医療改革のビジョンと医療サービス提供体制の改革 -

社団法人 経済同友会 2004年4月

第1章 日本の医療 ~ 現状と改革の方向性 ~

1.現状と課題 ~「社会保障」と「産業」の垣根を超えて~	1
2.医療改革のビジョン ~「医療先進国ニッポン」を目指して~	3
3.改革実現への途 ~「納得」に根ざす医療	4
第2章 医療サービス提供体制改革の提言~競争促進・安全確保・産業育	₹成~
1 . 医療経済規制の撤廃・緩和	7
(1)多様なニーズに応え新医療技術普及を促進する混合診療の解禁	7
(2)切磋琢磨で医療サービスの質的向上を促進する参入規制の緩和・撤廃	9
(3)多様なサービス提供者の活躍を可能にする株式会社参入と医療法人制度改革	11
2 . 医療における安全の確保 - 医療従事者の確保と患者保護規制の整備 -	13
(1)医療の人的基盤の拡大・充実	13
「メディカル・スクール」により医師増員と臨床教育充実を実現 海外からの医療従事者の受け入れ	13
(2)患者保護規制等の整備・強化	14
「患者権利法」制定によりインフォームド・コンセントを促進	14
診療成績の公開義務化により患者の選択を支援	14
「医師免許更新制」で医療事故を抑止	15
中立的第三者機関で医療事故紛争を迅速解決	15
3 . 医療関連産業の発展 - 世界で最高水準の医薬品・医療機器の供給国へ -	16
(1)混合診療解禁により保険適用外の良質な医療サービス普及を促進	16
(2)承認期間短縮により新製品開発環境の改善を実現	16
(3)良いものを伸ばす診療報酬・薬価制度	16
(4)知的財産の適切な保護	17
(5)医療関連中小・ベンチャー企業支援	17
(6)代替・補完医療研究の強化	17
・補足資料 1 保険診療と全額自己負担の境界が問題となるケース	18
・補足資料 2 「社会保障制度改革の提言 (その2) 医療問題」要旨	19
・補足資料3 「国民が選択できるバラエティ豊かな医療の実現のために」要旨	20

(3)多様なサービス提供者の活躍を可能にする株式会社参入と医療法人制度改革

医療法は株式会社による病院や診療所の開設を認めていない¹¹。その理由は、 医療は人命に関わる極めて公益性の高い事業であり、営利を目的とした者が参入 すると、患者に不利益をもたらす恐れがあるため、医療機関の運営は非営利組織 によって為されなければならない、というものである。

医療が極めて公益性の高い事業であることは間違いない。しかし、現実を見る限り、株式会社の参入を制度上禁止することに合理的な理由を見出すことは困難である¹²。むしろ、株式会社による参入を禁止することにより、株式会社制度の優れた諸特性(透明性とガバナンスの向上、資金調達経路の多様化、等)を活かすことができず、結果として日本における医療の発展を阻害している。また、患者側の選択肢という意味においても、サービス提供者は多様な方が良い。

経済同友会がかねてから主張している通り、企業は営利を目的としながらも常に「社会の公器」としての責任を負う。今日では、株主だけでなく、顧客、従業員、地域社会など利害関係者の利益を広く視野に入れて経営を行わなければ、企業の持続的発展もないという「企業の社会的責任(CSR)」の考え方が広く定着しつつある。少なくとも「株式会社による病院経営が、患者に必然的に不利益をもたらす」などという考えは全く的外れである。

「構造改革特区」で、高度先進医療を自由診療により提供する場合に限り、株式会社による医療機関設置が認められたが、企業による医療機関経営を認めないとする原則は全く変わっておらず、問題解決にはなっていない。

よって、株式会社による医療機関の開設を可能とすべきである。

また、これに合わせて現行の医療法人制度に関しても見直しを進めることが望ましい。医療法は、医療法人に各種の制度的制約を課しているにも拘わらず、税法上は一般の営利企業とほぼ同じ税率が適用されている。営利法人による医療機関の設置を認めるとともに、医療法人に関しては、出資持ち分の放棄など、明確な基準を定めた上で、それを満たした場合には税制などの面で一定の優遇措置が講じられるべきである。

_

¹¹ 下記法令及び通知により禁止されると解されている。

[・]都道府県知事は、病院の開設又は医師でない者による診療所の開設に係る許可申請が行われた場合に、営利を目的として 医療機関を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないことができる。(医療法第7条第5項)

[・] 都道府県知事は、営利を目的とする法人に対して、医療機関の開設許可を与えないこととする。(平成5年2月3日付厚生 省健康政策局総務課長・指導課長通知)

¹² 医療法人の多くも、金融機関からの借入金返済等を目的として収益を確保する必要に迫られている。 現在でも、社員の 福利厚生を目的とした株式会社による医療機関の設立が例外的に認められ、その多くが地域住民への医療サービスを提供し ているが、過剰診療等患者が不利益を被ったというような問題は確認されていない。 薬局や訪問看護サービス事業者は、 株式会社による経営が認められている。 株式会社による医療機関の経営が認められている米国においても、株式会社を始 めとする営利型民間病院は1割に過ぎず、医療機関の過半数は非営利団体により運営されている。

改革のプロセス

プラウセス!

施設の充実や高度医療機器の導入などのための医療法人への出資を促進するとともに、迅速な経営意思決定を可能とする環境を整えるため、 医療法人の社員総会における出資持分に応じた議決権の行使を可能 とする。(医療法第68条の改正)

非営利の原則・条件を明確化した上で、これを満たした医療法人に対しては、学校法人等と同様の税制優遇を認める。

プラロゼスエ

非営利の原則・条件を満たさない「出資持分のある医療法人」については、出資持分に対する配当を認める。

合わせて、複雑化した現行の医療法人制度を整理・再編する。 (注:現在、医療法では、「出資持分のある医療法人社団」、「出資持分のない医療法人社団」、「医療法人財団」、「特別医療法人」という4種類が定められている。この他に租税特別措置法による「特定医療法人」もある。)

プラロセスサ

営利法人による医療機関設置を解禁する。

なお、以上に述べたそれぞれの「改革のプロセス」は、可能な限り改革を加速し、 場合によっては一気に目指すべき最終的な姿を実現すべきである。